

〔頻出史料チェック〕

A ②一、当家墨館の外、必ず国中に城郭を構させらる間敷候。捺て大身の輩をば悉く一乗の谷へ引越ししめて、其郷其村には、只代官下司のみ居置かるべき事。

⑤一、私領の名田の外、恩地領は、左右無く沽却せしむる事、停止せしめ訖んぬ。此の如く制すと雖も、拠る無き者は、子細を言上し、年期を定めて売買せしむべき事。

一、親類・被官の私に誓約せしむるの条、逆心同前なり。…

一、(ア)の事、是非に及ばず成敗を加ふべし。……

④一、駿遠両国の輩、或はわたくしとして他国よりよめを取、或はむこに取、むすめをつかはす事、自今以後之を停止し畢。

- (1) 空欄(ア)に適する語は何か。
(2) 史料②・④の出典を答えよ。

- (1) 嘘嘆
(2) ④朝倉孝景条々
④今川仮名目録

B 定 (ア) 山下町中

一、当所中、(イ)として仰せ付けらるるの上は、諸座・諸役・諸公事等、悉く免許の事。

一、往還の商人、(ウ)上海道はこれを相留め、上下とも当町に至り寄宿すべし。……

(中略)

一、分国中 (エ)、之を行ふと雖も、当所中免除の事。

- (1) 空欄(ア)・(イ)・(エ)に適する語を記入せよ。
(2) 下線(ウ)について、これは江戸時代には五街道の一つとなるが、そのうちのどれを指すか。
(3) この法令を発したのは誰か。

- (1) (ア)安土 (イ)楽市
(エ)徳政
(2) 中山道
(3) 織田信長